

令和5年4月28日

日本行政書士会連合会会長 殿

長崎地方検察庁検事正 川北 哲 義



被害回復給付金支給手続への協力について（依頼）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から検察運営につきましては、格別の御理解、御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、本年5月10日、当庁において、福岡市内に本拠地を置く、いわゆるヤミ金融グループによる組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反事件に係る被害者の方々を対象にして、その被害回復を図る目的で、被害回復給付金支給手続を開始する予定です。

今回の手続により、この事件の被害者の方々に、被害回復給付金を支給することができるようになります。

被害回復給付金の支給を受けるためには、申請期間内に、所定の方法により、当庁被害回復担当検察官に申請していただく必要があります。

上記手続においては、全国各地に多数の被害者が存在することから、貴所への相談等が予想されます。

つきましては、本件手続を円滑に実施するため、被害者の方から問合せがあった場合には、当庁ホットラインを御教示願います。

また、被害回復給付金支給制度の申請手続等に関する情報は、検察庁ホームページ（<http://www.kensatsu.go.jp/>）の「被害回復給付金支給制度」欄に掲載しておりますので、併せてお知らせします。

【お問合せ先】

〒850-8560 長崎市万才町9番33号

長崎地方検察庁 被害回復事務担当

電話番号 095-822-4310（ホットライン）

※平成24年5月11日開設

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

午前9時から正午、午後1時から午後5時